

相続税の納税猶予に関する証明願（適格者証明）について

嘉島町農業委員会事務局

TEL：096-237-2629

●新規に納税猶予を受けるとき

・提出書類

- ①相続税の納税猶予に関する適格者証明書 証明願
 - ②別表1「特例適用農地等の明細書」（相続税の納税猶予用）
 - ③別表2「障害等の状況についての申告書」（該当者のみ）
 - ④位置図（納税猶予の対象となる農地を指定）
 - ⑤字図（法務局）（写し）
 - ⑥土地の一部申請の場合、測量図・実測図など、面積の分かるもの
 - ⑦固定資産評価証明（写し）
 - ⑧相続することを示す書類
 - （1）全部事項証明書（法務局）（写し）
 - （2）遺産分割協議書（写し）
 - （3）被相続人の除籍謄本、相続人の戸籍謄本等（写し）
 - （4）相続人（遺産分割協議関係者）全員の印鑑証明（写し）
 - （5）相続関係図
など
- ※ただし、相続登記の完了している場合は、（1）・（5）のみで構いません
- ⑨該当する障害等の状態を証明する書類（別表2該当者のみ）
（障害者手帳、医師の診断書、施設との入所契約書等）（写し）など

※①～③については、2部ご用意ください（税務署提出用、農業委員会控用）

・証明書の交付

農業委員会にて現地調査を実施しますので、証明書交付まで、約10日～2週間程度かかります。

証明書交付時に、手数料300円が必要です。